

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																								
(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給) 第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第1及び別表第2に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職種の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。 2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第23条 (略) 2 期末手当等の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。 3・4 (略) 別表第1・別表第2 (略) (加える) (加える)	(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給) 第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第1、別表第2及び別表第3に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職種の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。 2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当) 第23条 (略) 2 期末手当等の支給日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。 3・4 (略) 別表第1・別表第2 (略) 別表第3 職種別基準表（第4条関係） <table><tr><th rowspan="2">職 種</th><th colspan="2">基 礎 号 給</th><th colspan="2">上 限</th></tr><tr><th>職 務 の 級</th><th>号 給</th><th>職 務 の 級</th><th>号 給</th></tr><tr><td>外国人指導者</td><td>1</td><td>14</td><td>1</td><td>47</td></tr><tr><td>外国人指導者（1年以上の実務経験を有するもの）</td><td>1</td><td>16</td><td>1</td><td>47</td></tr><tr><td>外国人指導者（2</td><td>1</td><td>18</td><td>1</td><td>47</td></tr></table>	職 種	基 礎 号 給		上 限		職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給	外国人指導者	1	14	1	47	外国人指導者（1年以上の実務経験を有するもの）	1	16	1	47	外国人指導者（2	1	18	1	47
職 種	基 礎 号 給		上 限																						
	職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給																					
外国人指導者	1	14	1	47																					
外国人指導者（1年以上の実務経験を有するもの）	1	16	1	47																					
外国人指導者（2	1	18	1	47																					

<u>年以上の実務経験を有するもの)</u>				
<u>外国人指導者（3年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>47</u>
<u>外国人指導者（4年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>1</u>	<u>47</u>
<u>外国人指導者（5年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>47</u>
<u>特例補充教員</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>38</u>
<u>特例補充教員（1年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>38</u>
<u>特例補充教員（2年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>38</u>
<u>特例補充教員（3年以上の実務経験を有するもの)</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>38</u>

<u>もの)</u>				
<u>特例補充 教員（４ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>１７</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（５ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>２１</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（６ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>２５</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（７ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>２９</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（８ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>３３</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（９ 年以上の 実務経験 を有する もの)</u>	<u>１</u>	<u>３７</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>
<u>特例補充 教員（１０ 年以上の 実務経験</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>	<u>１</u>	<u>３８</u>

(加える)	<table><tr><td>を有する もの)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					を有する もの)				
	を有する もの)									
備考 この表において、「実務経験」とは、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。										
別表第3（第23条関係）	別表第4（第23条関係）									
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>					(略)			
(略)										
(略)										

附 則
この規則は、令和8年1月1日から施行する。